

山梨県公報

第二千八百十号

平成三十年

七月二十六日

木曜日

目次

告示	
○土地改良区の定款の一部変更の認可……………	三九七
○建築基準法に基づく道路位置指定……………	三九七
公告	
○随意契約の相手方の決定について……………	三九七
○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………	三九七
○使用料の収納事務の委託……………	三九九
○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更(二件)……………	三九九
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	三九九
監査委員	
○外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議……………	四〇〇

告示

山梨県告示第二百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成三十年七月十九日御勅使川右岸土地改良区の定款の一部変更を認可した。
平成三十年七月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県告示第二百二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年七月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

公告

- 指定の年月日 平成三十年七月二十日
- 指定道路の位置 富士吉田市中曾根四丁目三千五百七番一
- 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 指定道路の延長 六十六・六九メートル

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成三十年七月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

- (一) 名称 統合サーバの更新に伴う総合的行政文書管理システム改修業務及びデータ移行業務
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県総務部行政経営管理課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成三十年六月十二日
- 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 日本電気株式会社
- (二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号
- 五 契約金額 四千三百七十七万八千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 総合的行政文書管理システムの開発業務の受託者であるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号該当)。

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、

通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成三十年七月二十六日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方
山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市桐原字家向一四〇九一の二	高橋孝知

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年六月二十五日山梨県告示第九十六号

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を忍野村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成三十年七月二十六日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方
山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡忍野村内野字八重合羽四四〇一の内一	後藤幸明、後藤市枝、三浦七重、米山久治、後藤光好、米

山高明、桜井駒雄、後藤光雄、米山豊、渡辺春枝、桜井政清、前田友一、桜井乙行、後藤貞治、後藤種美、米山清勲、後藤萬策、渡辺新作、小林亨、宮下久八、桜井光利、後藤護

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年六月二十五日山梨県告示第九十八号

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び忍野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山中湖村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成三十年七月二十六日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方
山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一三八	天野音吉、長田亮三
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一〇五・二	天野啓太郎、天野小三郎、天

一九七の二三三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一九七の一四八	野竹治、天野文雄、長田市太郎、長田鶴吉、長田孫平、長田六衛、小林松太郎
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一四三、二一九七の一四九	長田いしみ、長田かずみ、長田孫治
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一四五	長田繁
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の二三二	長田房一

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年六月二十一日山梨県告示第八十九号
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。
 平成三十年七月二十六日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 委託の相手方 南都留郡富士河口湖町西湖二千六十八番地の一 株式会社ピカ
 - 二 委託に係る使用料 山梨県立富士北麓駐車場の駐車料金
 - 三 委託の期間 平成三十年六月二十六日から同年九月十日まで

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

山梨県公報 第二千八百十号 平成三十年七月二十六日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（落合・湯沢地区畑地帯総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。
 平成三十年七月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から同年八月二十三日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から同年九月七日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から同年十月二十二日まで

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（穴山新田堰地区農村地域防災減災事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。
 平成三十年七月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から同年八月二十三日まで
- 三 縦覧場所 韮崎市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から同年九月七日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から同年十月二十二日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成三十年七月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

